合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
１	合併方式	修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。	無	
２	合併の期日	合併の期日は、平成16年４月１日とする。	無	
３	新市の名称	新市の名称は、伊豆市とする。	無	
４	新市の事務所の位置	新市の事務所の位置については、修善寺町小立野38番地の２（現修善寺町役場の位置）とする。	無	
５	財産、債務の取扱い	４町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。 天城湯ケ島町に８つある財産区有財産は、現状の財産区の財産として新市に引き継ぐものとする。	無	
６	議会の議員の定数及び任期の取扱い	(1)　地方自治法第91条第１項の規定による新市の議会の議員の定数は、22人とする。ただし、合併後最初に行われる一般選挙の定数は、26人とする。 (2)　議会の議員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、平成16年10月31日まで、引き続き新市の議員として在任する。	無	
７	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	(1)　農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項第１号の規定を適用し、平成17年２月末日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。ただし、引き続き合併後の新市の選挙委員として在任する委員は、20人とする。 (2)　在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数については、20人とする。	無	
８	地方税の取扱い	４町で差異のある税制については、次のとおりとする。 (1)　固定資産税の国際観光ホテル整備法の登録を受けたホテル及び旅館に対する不均一課税制度は、現在この制度を適用している施設について平成20年度まで継続し、その翌年度から廃止する。 (2)　入湯税は、合併時に入湯者1人1日につき、施設での利用料金5,000円以上150円、施設での利用料金5,000円未満100円とする。ただし、平成20年度までの間、入湯者１人１日につき、施設での利用料金3,000円未満の場合は70円とする。また、課税免除は、合併時に修善寺町の例により統一し、「利用料金が１人1,000円未満の入湯者」を加える。	無	
９	一般職の職員の身分の取扱い	(1)　修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町の一般職の職員は新市の職員として引き継ぐものとする。 (2)　職員数については、類似団体の定員を目標に、定員管理の適正化に努めるものとする。 (3)　職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 (4)　給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。	無	
１０	特別職の身分の取扱い	特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、新市において新たに選任するものとする。 新市の職務執行者については、４町の長が別に協議して定めるものとする。	無	

合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
１１	条例、規則等の取扱い	条例、規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業の支障がないよう整備するものとする。	無	
１２	事務組織及び機構の取扱い	(1)　現在の修善寺町役場を本庁とし、現在の土肥町役場、天城湯ケ島町役場及び中伊豆町役場を支所とする。 (2)　新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。 (3)　新市の組織・機構については、次の方針に基づき整備する。 ア　市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構 イ　簡素で効率的な組織・機構 ウ　新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 エ　指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 オ　地方分権や行政課題に迅速に対応できる組織・機構	組織図等詳細が決定時にその内容	
１３	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。 (1)　田方南部広域行政組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。なお、当該組合の職員の身分は、新市の職員として引き継ぐ。 (2)　田方地区消防組合、西伊豆広域消防組合及び土肥町戸田村衛生施設組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。また、共同処理する事務の対象は、現行のまま引き継ぐ。なお、西伊豆広域消防組合については、田方地区消防組合との間で受け入れ体制が整い次第脱退する。 (3)　田方郡交通災害共済組合、駿豆学園管理組合、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び静岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 (4)　中豆斎場については、新市に引き継ぐ。 (5)　議会の議決を要する協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。	無	
１４	使用料、手数料等の取扱い	使用料、手数料については、新市における住民の一体性の確保、負担の適正化及び健全な財政運営を考慮し、合併時に調整し統一する。ただし、合併時に統一が困難なものについては、新市において調整する。	使用料、手数料について「合併時までに統一する等」を調整し、新市の使用料手数料表を提示する。	
１５	公共的団体等の取扱い	４町それぞれに存在する公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合を促進する。	無	
１６	補助金、交付金等の取扱い	補助金、交付金等の規程については、従来からの経緯、実情等に配慮し合併時に統一する。ただし、合併時に統一が困難な規程及び単年度事業としての補助金、交付金等については、新市において調整する。	無	
１７	町名・字名の取扱い	４町の字の区域は従前のとおりとし、字の名称については、合併前において現町で調整する。	無	
１８	慣行の取扱い	(1)　市章は、新市において新たに定めるものとする。 (2)　市の木、花、鳥は、新市において新たに定めるものとする。 (3)　市民憲章、宣言については、新市において新たに定めるものとする。	無	

合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
１９	国民健康保険事業の取扱い	(1) 国民健康保険運営協議会は、合併時に、新市において設置する。 (2) 賦課方式は、４町差異がないため、現行のとおり保険税とし、医療分４方式（所得割・資産割・均等割・平等割）、介護分２方式（所得割・均等割）とする。 (3) 保険税率は、合併時に統一を図る。ただし、被保険者の急激な負担増とならないように調整に努める。 (4) 賦課限度額は、４町差異がないため、国の基準どおり、基礎課税額（医療分）５３万円、介護納付金課税額８万円とする。 (5) 高額療養費貸付事業は、合併時に、土肥町の例により統一し、新市において実施する。 (6) 出産育児一時金・葬祭費は、４町差異がないため、現行のとおり、出産育児一時金1件300,000円、葬祭費1件50,000円とする。 (7) 保健事業は、合併時までに調整し、統一する。 (8) 健康優良家庭表彰事業は、合併時に廃止する。	(3) 保険税率は、合併時に統一を図る。ただし、被保険者の急激な負担増とならないように調整に努める。 (7) 保健事業は、合併時までに調整し、統一する。	
２０	介護保険事業の取扱い	(1) 介護保険事業計画は、合併時までに、新市の事業計画を策定する。 (2) 介護保険事業については、合併時に、修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）の例により統一する。ただし、介護認定審査会は、合併時に、新市と関係町村と調整し設置する。	(2) 介護保険事業については、合併時に、修善寺町・天城湯ケ島町・中伊豆町（田方南部広域行政組合）の例により統一する。ただし、介護認定審査会は、合併時に、新市と関係町村と調整し設置する。	
２１	消防団の取扱い	消防団の取扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。 新市の消防団の組織体制、報酬手当等は合併時までに調整する。	確定した新市消防団組織体制及び報酬額を報告	
２２	公の施設の取扱い	公の施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、名称については、現行名を基本とし分かりやすい名称に合併時までに調整する。	確定した施設名称を報告	
２３	各種事務事業の取扱い			
２３－１	姉妹都市、国際交流事業	姉妹都市事業については、当面現行のとおりとし、新市において相手の意向を確認し交流等の締結を行う。 国際交流事業については、当面現行のとおりとし、同種制度については、新市においてできるだけ早い時期に統一する。	無	
２３－２	電算システム事業	電算システム事業については、合併時に電算システムの統合を図り、ネットワークシステムの整備を行い、住民サービスの低下を招かないよう調整する。	無	
２３－３	広報広聴関係事業	(1) 広報紙については、毎月１日に１回発行とし、配布方法については新市において１年以内に統一する。 (2) 町民カレンダーについては、廃止して広報紙へ月別カレンダーを掲載し、その他の広報については現行のとおりとする。 (3) ホームページについては、新市開設までに現行のホームページを活用して、新市のホームページを作成する。 (4) 市勢要覧については、新市において作成する。ただし、普及版については合併時に作成する。 (5) 広聴については、市民の意見を広く聴けるシステムを新市において構築する。 (6) 新市において、ケーブルテレビ等の新たな広報方法を検討する。	無	

合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
２３－４	消防水防防災関係事業	消防・水防・防災については、地域の特性を考慮し、地域防災計画を合併後１年以内に新市において作成する。ただし、緊急性を要するものについては、合併までに調整する。	無	
２３－５	交通関係事業	自主運行バス路線は、現行のとおり引き継ぐ。単独運行補助制度は、現行のとおり引き継ぎ、中伊豆町を基に２年以内に新市において補助基準を作成する。路線バス廃止対策については、合併時は現行のとおりとし、２年以内に新市において制度の見直しを行う。なお、新市においてバス路線対策協議会を設置し、新市交通確保計画を作成する。	無	
２３－６	自治会・行政連絡機構	自治会・行政連絡機構については、現状のまま移行し、旧町の総合調整を行う組織を合併時までに検討する。 なお、区長報償等は、合併時に統一する。	旧町の総合調整を行う組織体制及び区長報償等金額の報告	
２３－７	都市計画関係事業	(1)　都市計画区域及び都市計画マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (2)　都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。 (3)　土地利用指導要綱については、合併時に統一する。	無	
２３－８	保健衛生事業	(1) 健康日本21計画は、合併後２年以内に、策定する。 (2) 母子保健計画は、合併後２年以内に、策定する。 (3) 母子保健事業については、地域性を考慮し、合併時までに調整する。 (4) 健康づくり推進事業は、合併時までに調整し、実施する。ただし、温泉活用事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 次の事務事業については、合併時までに調整し、実施する。 ア 献血 イ 生活習慣病予防事業 ウ 健康福祉まつり エ 各種健(検)診事業 オ 各種相談（健康・栄養・育児） カ 歯科事業 (6) 次の事務事業については、合併時に、修善寺町の例により統一する。 ア 結核予防事業 イ 食中毒予防事業 ウ 予防接種事業 (7) 乳幼児医療費助成事業は、４町差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。	(3) 母子保健事業については、地域性を考慮し、合併時までに調整する。 (4) 健康づくり推進事業は、合併時までに調整し、実施する。ただし、温泉活用事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 次の事務事業については、合併時までに調整し、実施する。 ア 献血 イ 生活習慣病予防事業 ウ 健康福祉まつり エ 各種健(検)診事業 オ 各種相談（健康・栄養・育児） カ 歯科事業	

合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
２３－９	福祉関係事業 ○社会福祉	(1) 生活保護事業は、社会福祉法に基づき、合併時に、新市において実施する。 (2) 地域福祉計画は、合併後１年以内に策定する。 (3) 戦没者追悼式は、合併時に、遺族会で実施するよう調整する。 (4) 民生委員協議会の事務局は、合併時に、(福)社会福祉協議会に置く。 (5) 日本赤十字社関係は、合併時に、新市において実施する。 (6) (福)社会福祉協議会への補助金は、合併時までに(福)社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整する。 (7) (福)社会福祉協議会への委託は、地域の実情を考慮し、合併時までに(福)社会福祉協議会と速やかに調整し、新市において実施する。 (8) 無縁墓地管理は、地域の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (9) 民生委員・児童委員の活動費補助金は、合併時に、中伊豆町の例により統一する。 (10) 次の事務事業については、合併時に、修善寺町の例により統一する。 ア 行路困窮者措置費法外援助（行旅人） イ 勤労者住宅建設利子補給制度 (11) 次の事務事業については、４町差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ア 同和対策事業 イ 人権擁護委員活動 ウ 勤労者対策 エ 民生委員推薦会 (12) 次の事務事業については、国・県の福祉制度に基づく事業であるため、その要綱等に準拠して、新市において実施する。 ア 災害弔慰金、災害障害児見舞金支給事業 イ 災害援護資金貸付事業 ウ 災害見舞金支給事業	(3)　戦没者追悼式は、合併時に、遺族会で実施するよう調整する。 (6)　(福)社会福祉協議会への補助金は、合併時までに(福)社会福祉協議会の事情 を尊重しながら調整する。 (7)　(福)社会福祉協議会への委託は、地域の実情を考慮し、合併時までに(福)社 会福祉協議会と速やかに調整し、新市において実施する。	

合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
２３－９	福祉関係事業 ○高齢者福祉	(1) 高齢者福祉計画は、合併後２年以内に策定する。 (2) 在宅介護支援センターは、施設等の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 高齢者福祉施設等の補助金は、社会福祉施設等の実情を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 生きがい活動支援通所事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後社会福祉法人等に委託するよう調整する。 (5) 敬老会は、対象年齢を75歳以上とし、段階的に調整する。敬老祝い金等は修善寺町の例により統一し、開催方法は旧町ごととする。 (6) 家族介護用品の支給事業は、国又は県等が定める制度に準拠し、修善寺町の例により、合併時までに調整し、新市において実施する。 (7) 介護手当支給事業については、合併時に、天城湯ケ島町の例により統一する。 (8) 次の事務事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。 ア 軽度生活援助事業 イ 介護予防事業 ウ 家族介護者教室 エ 高齢者等に対する施設利用助成 (9) 次の事務事業については、合併時に、修善寺町の例により統一する。 ア 訪問理美容サービス事業 イ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 ウ 徘徊高齢者家族支援サービス事業 エ 生活管理指導事業（指導員派遣） (10) 次の事務事業については、地域の実情等を考慮し、現行のとおり新市に引き継ぎ、調整する。 ア 高齢者福祉施設の管理 イ 地域ケア推進事業 ウ 在宅介護訪問指導 エ 配食サービス オ 生活管理指導事業（短期宿泊） カ 緊急通報システム キ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	(4)　生きがい活動支援通所事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後社会福祉法人等に委託するよう調整する。 (5)　敬老会は、対象年齢を75歳以上とし、段階的に調整する。敬老祝い金等は修善寺町の例により統一し、開催方法は旧町ごととする。 (6)　家族介護用品の支給事業は、国又は県等が定める制度に準拠し、修善寺町の例により、合併時までに調整し、新市において実施する。 (8)　次の事務事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。 ア　軽度生活援助事業 イ　介護予防事業 ウ　家族介護者教室 エ　高齢者等に対する施設利用助成	

合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
２３－９	福祉関係事業 ○高齢者福祉	(11) 次の事務事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ア 福祉機器・用具の貸出 イ 住宅改修支援事業（理由書助成分） ウ ひとり暮らし高齢者巡回相談 (12) 次の事務事業については、国・県の制度に基づく事業であるため、その要綱等に準拠して、新市において実施する。 ア 老人クラブ活動等補助 イ 老人クラブ連合会補助 ウ 老人保護措置事業 エ 老人日常生活用具給付等 オ シルバー人材センター事業補助		
２３－９	福祉関係事業 ○児童母子福祉	(1) 子育て支援計画（エンゼルプラン）は、合併後２年以内に策定する。 (2) ひとり親家庭等医療費助成事業は、合併時に、修善寺町の例により統一する。 (3) 次の事務事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。 ア 保育料 イ 出産祝金 (4) 次の事務事業については、地域の実情を考慮し、合併時までに調整し新市において実施する。 ア 保育所・保育園事業 イ 保育所・保育園の給食 ウ 一時保育 エ 子育て支援事業 オ 放課後児童クラブ (5) 次の事務事業については、４町差異がないため、現行のとおり、新市に引き継ぐ。 ア 母子（寡婦）福祉資金貸付 イ 児童扶養手当等	(3)　次の事務事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。 ア　保育料 イ　出産祝金 (4)　次の事務事業については、地域の実情を考慮し、合併時までに調整し新市に おいて実施する。 ア　保育所・保育園事業 イ　保育所・保育園の給食 ウ　一時保育 エ　子育て支援事業 オ　放課後児童クラブ	
２３－９	福祉関係事業 ○障害者福祉	(1) 障害者福祉計画は、合併後２年以内に、策定する。 (2) 在宅障害者共同作業所通所費助成は、合併時に、新市において実施する。 (3) 重度身体障害者(児)日常生活用具給付は、合併時までに調整し新市において実施する。 (4) 次の事務事業については、合併時に、修善寺町の例により統一する。 ア 重度障害者(児)医療費助成事業 イ 心身障害者扶養共済掛金助成事業 ウ タクシー利用料助成事業 (5) その他の障害者福祉事業については、４町差異がないため、現行のとおり、新市に引き継ぐ。	(3)　重度身体障害者(児)日常生活用具給付は、合併時までに調整し新市において 実施する。	

合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
23−10	環境対策事業	(1) 環境に関する計画及び環境に関する条例は、合併後、新市において1年以内に策定する。 (2) 環境審議会は、合併時に、新市において設置する。 (3) 環境美化事業は、地域の実情を考慮し、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後２年以内に統一する。 (4) 不法投棄ごみ防止は、現行のとおり新市に引き継ぎ、２年以内に事業内容を統一する。 (5) 病害虫等駆除対策は、合併時に、土肥町の例により統一し、消毒機は新市において貸与する。ただし、消毒機購入補助金は廃止する。 (6) 生ごみ処理機購入費補助は、合併時までに調整し、新市において実施する。 (7) 資源ごみ集団回収は、合併時に、修善寺町の例により統一する。 (8) 土肥町のごみ処理手数料は、合併時に廃止する。 (9) 一般廃棄物集積場整備事業は、合併時に、中伊豆町の例により統一する。 (10) 廃棄物処理計画は、合併後、速やかに策定する。 (11) 火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、土肥町の霊柩車運行は、合併後５年以内に廃止を検討する。	(6) 生ごみ処理機購入費補助は、合併時までに調整し、新市において実施する。	
23−11	農林水産関係事業	(1) 農林水産関係事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 地域活性化イベントについては、新市において調整する。 (3) 農林水産業施設の維持補修に係る原材料支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、制度の統一を図る。ただし、原材料支給に係る地元負担金は、合併時に廃止する。 (4) 受益者が特定される農林水産業施設整備事業等に係る受益者負担金については、現行のとおりとし、合併後２年以内に統一する。 (5) 漁港施設及び漁港区域の占用料及び土砂採取料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	無	
23−12	観光、商工関係事業	観光、商工関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業の推進に努める。ただし、土肥町の「土肥温泉旅館協同組合及び組合員の近代化資金及び経営安定化資金融資制度」については、合併後１年以内に調整を図る。	無	

合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
23−13	建設（港湾）関係事業	(1)　町道及び河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、市道認定基準及び河川認定基準を合併後、新たに作成し、合併後５年以内に道路台帳及び河川台帳の再編を行う。 (2)　建設（港湾）関係事業については、計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。 (3)　町道整備事業に係る受益者負担金については、合併時に廃止する。 (4)　土木用原材料支給事業については、現行のとおり継続し、支給に係る地元負担金については、合併時に廃止する。 (5)　道路・河川の占用料等については、当面現行のとおりとし、合併後５年以内に新市において定める。 (6)　地籍調査事業については、現行のとおり継続する。 (7)　公営住宅関係事業については、次のとおり実施するものとする。 ア　家賃については、合併時から３年間で段階的な負担調整を行い、利便性係数については、合併時までに調整を図る。 イ　入居資格については、合併時に公営住宅法以外の付加条件はつけないものとする。 ウ　老人入居住宅については、現行のとおりとする。 エ　駐車場の供用・使用料については、団地ごとの実情に応じ、供用等の有無を合併時に定める。 オ　維持管理費については、入居者負担分と施設管理者負担分を明確化し、合併時に統一する。	公営住宅の家賃算定に用いる利便性係数について報告。 公営住宅駐車場の供用・使用料の有無について報告。 公営住宅の維持管理費の入居者負担分と施設管理者負担分について報告。	

合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
23−14	上下水道事業	(1)　水道事業 ア　事業認可については、現行のとおりとし、合併後、速やかに変更認可申請を行う。 イ　使用料及び新規加入金等については、現行のとおりとし、早急に新市の水道審議会において審議する。なお、水道使用料の納期は、合併時に隔月とする。 ウ　水道関係手数料については、合併時に天城湯ケ島町の例により統一する。 エ　簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2)　下水道事業 ア　現在の認可区域の事業については、現行のとおりとし、合併後、速やかに変更認可申請を行う。 イ　使用料及び受益者負担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後、早急に新市の下水道審議会において審議する。なお、使用料の納期は、合併時に隔月とする。 ウ　指定工事店関係手数料については、現行のとおりとする。 エ　接続資金に係る利子補給事業については、合併時に修善寺町の例により統一する。また、中伊豆町の接続資金貸付事業については、合併後５年間は現行のとおりとする。 オ　接続に係る補助事業については、合併時に修善寺町の例により統一する。ただし、天城湯ケ島町の補助事業については、合併後５年間は現行のとおりとする。 カ　合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に天城湯ケ島町の例により統一する。	無	

合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
23−15	学校教育事業	(2) 施設整備計画の策定については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、計画の実施については地域の実情を考慮し、優先順位をつける。ただし、地震対策を最優先とする。 (3) 教育財産の目的外使用については、合併時に統一する。なお、学校プールの貸し出しはしないこととする。 (4) 学校給食の実施については、地域の実情を考慮し、新市において調整する。給食センター運営委員会を新市において設置する。給食費は新市において統一する。 (5) 学校の設置及び廃止については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、少子化に伴う学校の統廃合や、幼保一元化、通学区域の弾力化等の問題は新市において検討する。 (6) 教具その他設備の整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (7) 奨学金支給事業及び高校生の通学資金事業については、双方見直しを図り合 併時に統一する。 (8) 遠距離通学費補助（小学校及び中学校）については、合併後１年間は現行のとおりとし、新市において統一する。 (9) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。 (10) 特殊教育就学奨励事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (11) 教職員研修参加費補助については、合併後１年以内に統一する。 (12) 校外活動等補助（小学校）については、合併時に統一する。 (13) 校外・部活動費等補助（中学校）については、それぞれの地理的要素を考慮し、合併時に統一する。 (14) 就学指導委員会については、合併時に統一する。 (15) 町費臨時教諭等措置事業（非常勤講師及び介助職員）については、合併時に統一する。 (16) 心の教室相談事業については、合併時に統一する。 (17) 教育相談員設置については、合併後１年以内に統一する。 (18) ＡＬ(Ｅ)Ｔ派遣事業については、現契約終了まで現行のまま継続し、合併後１年以内に統一する。 (19) 学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬については、地域性を考慮し合併時に統一する。 (20) 学校単独補助事業については、合併後、１年以内に統一する。 (21) 就園援助については、合併時、修善寺町の例により統一する。 (22) 教職員住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (23) 幼稚園事業については、合併時に入園料は無料、授業料は一律５,０００円とし、給食費は統一する。なお、保育時間は新市において統一する。幼保一元化については、新市において検討する。 (24) 学校保健会事業補助については、合併時に統一する。災害共済掛金の負担割合を新市が６割，保護者４割とする。	(3) 教育財産の目的外使用については、合併時に統一する。なお、学校プールの貸し出しはしないこととする。 (4) 学校給食の実施については、地域の実情を考慮し、新市において調整する。給食センター運営委員会を新市において設置する。給食費は新市において統一する。 (7) 奨学金支給事業及び高校生の通学資金事業については、双方見直しを図り合併時に統一する。 (9) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。 (12) 校外活動等補助（小学校）については、合併時に統一する。 (13) 校外・部活動費等補助（中学校）については、それぞれの地理的要素を考慮し、合併時に統一する。 (14) 就学指導委員会については、合併時に統一する。 (15) 町費臨時教諭等措置事業（非常勤講師及び介助職員）については、合併時に統一する。 (16) 心の教室相談事業については、合併時に統一する。 (19) 学校医・学校薬剤師等の委嘱・報酬については、地域性を考慮し合併時に統一する。 (20) 学校単独補助事業については、合併後、１年以内に統一する。 (23) 幼稚園事業については、合併時に入園料は無料、授業料は一律5,000円とし、給食費は統一する。 なお、保育時間は新市において統一する。幼保一元化については、新市において検討する。 (24) 学校保健会事業補助については、合併時に統一する。災害共済掛金の負担割合を新市が６割、保護者４割とする。	

合併協議会報告一覧

番号	協定項目	調整方針（合併協議会確認済み）	合併協議会報告事項（11月11日以降）	報告日
23−16	○社会教育(生涯学習)事業	１ 社会教育事業 (1) 生涯学習推進大綱については、合併後１年以内に新市において策定する。なお、生涯学習推進協議会は、合併時に新市において設置する。 (2) 公民館事業については、合併時までに調整する。なお、公民館運営審議会については、合併時に新市において設置する。 (3) 青少年健全育成事業については、合併時に統一する。 (4) 次の事務事業については、新市において調整し、実施する。 ア 成人式 イ 文化祭 (5) 図書館事業については、合併後１年以内に統一する。 (6) 市史編さん事業については、合併後新市において実施する。 (7) 文化財関係事業については次のとおりとする。 ア 重要文化財等保存事業補助については、新市において調整する。 イ 町指定文化財については、新市に引き継ぎ、指定の見直しをする。 ウ 文化財保護審議会及び文化財調査・保護業務（県・町指定）については、合併時に統一する。 ２ 社会体育事業 (1) 次の事務事業については、合併時に統一する。 ア 体育指導委員関係事業 イ 社会体育関係事業	１ 社会教育事業 (2) 公民館事業については、合併時までに調整する。なお、公民館運営審議会に ついては、合併時に新市において設置する。 (3) 青少年健全育成事業については、合併時に統一する。 (4) 次の事務事業については、新市において調整し、実施する。 ア 成人式 イ 文化祭 (7) 文化財関係事業については次のとおりとする。 ア 重要文化財等保存事業補助については、新市において調整する。 ウ 文化財保護審議会及び文化財調査・保護業務（県・町指定）については、 合併時に統一する。 ２ 社会体育事業 (1) 次の事務事業については、合併時に統一する。 ア 体育指導委員関係事業 イ 社会体育関係事業	
23−17	公社、第三セクター等の扱い	財団法人修善寺町振興公社及び株式会社ライブピア天城については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	無	
23−18	その他の事業	（男女共同参画） 男女共同参画プランについては、修善寺町、土肥町の現在ある計画を踏まえ、新市において速やかに作成する。また、新市の男女共同参画推進委員を置き、計画の推進を図る。	無	
２４	地域審議会の取扱い	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は設置しない。 なお、必要に応じ新市において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく地域審議会等の設置を検討する。	無	
２５	新市建設計画	新市建設計画は、別添「合併まちづくり計画（伊豆市建設計画）」のとおりとする。	無	